

静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 27 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第54号

静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県医学修学研修資金貸与規則（昭和45年静岡県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（貸与の対象） 第3条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、指定公的医療機関等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内で当該各号に掲げる修学研修資金を貸与するものとする。 (1) 大学（自治医科大学を除く。以下同じ。）又は大学院（以下「大学等」という。）において医学を専攻する者（平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン公募について（平成19年4月12日付け19文科高第5号文部科学省高等教育局長通知）に基づき選定された大学院のプログラムその他大学等が行う高度な知識及び技術を持つ専門医師を養成するプログラムのうち知事が指定するもの（以下「指定プログラム」という。）を履修する者を含み、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）<u>第30条の33の13第4項第1号</u>に規定する<u>地域枠医師</u>となる意思を表示して大学に入学した者（以下「地域枠入学者」という。）にあつては、同条第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「静岡県キャリア形成プログラム」という。）の適用を受けることに同意する意思を有する者に限る。） 医学生修学資金 (2) （略） （貸与の方法） 第4条 修学研修資金は、4月から翌年3月までの期間について、月額200,000円を<u>当該期間</u>	（貸与の対象） 第3条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、指定公的医療機関等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内で当該各号に掲げる修学研修資金を貸与するものとする。 (1) 大学（自治医科大学を除く。以下同じ。）又は大学院（以下「大学等」という。）において医学を専攻する者（平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン公募について（平成19年4月12日付け19文科高第5号文部科学省高等教育局長通知）に基づき選定された大学院のプログラムその他大学等が行う高度な知識及び技術を持つ専門医師を養成するプログラムのうち知事が指定するもの（以下「指定プログラム」という。）を履修する者を含み、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）<u>第30条の33の23第4項第1号</u>に規定する<u>地域枠等医師</u>となる意思を表示して大学に入学した者（以下「地域枠入学者」という。）にあつては、同条第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「静岡県キャリア形成プログラム」という。）の適用を受けることに同意する意思を有する者に限る。） 医学生修学資金 (2) （略） （貸与の方法） 第4条 修学研修資金は、4月から翌年3月までの期間について、月額200,000円を<u>一括して</u>

<u>を3期に分けて貸与するものとする。</u> 2・3（略）	貸与するものとする。 2・3（略）
------------------------------------	----------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和13年3月31日までの間における改正後の第4条第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、当該期間を3期に分けて貸与することができる」とする。